

平成三十年十二月十日発行  
皇學館論叢第五十一卷第六号  
抜刷

# 鈴鹿王に関する覚書

大  
友  
裕  
二

皇學館論叢 第五十一卷第十六号  
平成三十年十二月十日

## 鈴鹿王に関する覚書

大友 裕 二

### □ 要 旨

本稿では、鈴鹿王について、生年や人物像の検討など、基礎的な考察を試みている。このうち、生年については、長屋王の年齢を手掛かりとして、和銅三年（七一〇）に二十一歳であり、誕生が持統天皇四年（六九〇）である可能性を提示した。また、正倉院文書に「式部尊」なる敬称表記が用いられていることから、身分的尊厳を有していたのではないかと指摘している。そして、彼の官歴のなかで、しばしば見られる留守官への就任に着目し、ここでは多様な政務を担っていたことを確認している。

以上のことから、鈴鹿王は、特別有能とまではいえないが、身分や政治的能力には一定の評価が必要であるため、凡庸であつたわけではないと結論づけている。

### □ キーワード

鈴鹿王 知太政官事 式部尊 留守官

## はしがき

鈴鹿王は、いわゆる「橘諸兄政権（体制）」下において、絶えず、太政官の上位に位置していた人物である。にもかかわらず、この人物に関する専論は、管見に及ぶ限り見当たらない。そのため、彼の生年や人物像など、基礎的な情報も曖昧なままである。現に、「橘諸兄政権（体制）」が論じられる際に、「鈴鹿王の知太政官事を別とすれば人臣最高位にいるが、大納言は太政官の長官ではないので、天平十年から数えた」と扱われたこと<sup>1)</sup>もある。

もつとも、鈴鹿王が考察対象に挙がらない理由も思い当たる。それは、史料の制約である。というのも、関連する記事のほとんどが叙位・補任であって（【表1】参照）、一見するだけでは、特筆すべき事項がないからである。また、知太政官事が今一つ不明な点も、鈴鹿王が触れられない要因の一つとなっているのであろう。

しかし、前者については、【表1】からも明らかなように、都の留守を預かる場合が多いことは注視されよう。また、後者については、太政官における序列の問題や有する権能が明らかにされつつある。よって、蓄積された研究成果に頼れば、人物像の一端に迫れるのではないかと考える。

そこで、本稿では、鈴鹿王の基礎的考察として、まずは生年を検討し、知太政官事と留守官を手掛かりに、彼の政治家としての姿を探ってみたい。

| 備 考                         | 〔公卿補任〕                  |
|-----------------------------|-------------------------|
|                             |                         |
| 漆部君足と中臣宮処東人の密告があり、長屋王の宅を囲む。 |                         |
| 舍人親王らが長屋王宅に派遣され、罪を窮問する。     |                         |
| 長屋王、吉備内親王らが自尽。              |                         |
|                             |                         |
|                             |                         |
|                             |                         |
|                             |                         |
|                             |                         |
| 藤原房前が薨去。                    | 元三木。大蔵卿。准大臣。            |
| 藤原麻呂が薨去。                    |                         |
| 藤原武智麻呂が薨去。                  |                         |
| 藤原宇合が薨去。                    |                         |
| 橘諸兄が大納言に就任。                 |                         |
|                             |                         |
| 阿部内親王が立太子。                  | 正月十三日叙正三位。              |
| 橘諸兄が正三位右大臣となる。              |                         |
|                             | 五月日兼式部卿。或明年十一月四日。       |
|                             |                         |
| 藤原広嗣が兵を起こす。                 | 二月行幸難波。即為留守。十一月十四日兼式部卿。 |
| 天皇、始めて恭仁宮に御して、朝を受く。         | 兼式部卿。                   |
|                             | 式部卿                     |
|                             |                         |
|                             | 五月三日叙従二位。兼式部卿           |
|                             |                         |
|                             | 式部卿                     |
| 橘諸兄、勅を宣して難波宮を皇都と為す。         | 九月二日薨。在官九年。式部卿。         |
| 紫香樂宮に遷り、山を伐り地を開きて、宮室を造る。    |                         |
|                             |                         |

\*新日本古典文学大系本『続日本紀』による。また、『公卿補任』は新訂増補国史大系本を用いた。

【表1】鈴鹿王の記事一覧

|   | 年   | 西暦  | 月   | 干支                     | 事項                    |                              |                                   |
|---|-----|-----|-----|------------------------|-----------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 1   | 和銅  | 3年  | 710 | 正月                     | 甲子                    | 无位→従四位下                      |                                   |
| 2   | 神亀  | 3年  | 726 | 正月                     | 庚子                    | 従四位下→従四位上                    |                                   |
| 3<br>4<br>5<br>6<br>7<br>8<br>9<br>10<br>11<br>12<br>13<br>14<br>15<br>16<br>17<br>18<br>19<br>20<br>21<br>22 | 天平  | 元年  | 729 | 2月                     | 辛未                    |                              |                                   |
|   |     |     |     |                        | 壬申                    |                              |                                   |
|   |     |     |     |                        | 癸酉                    |                              |                                   |
|   |     |     |     |                        |                       | 3月                           | 甲午                                |
|   |     |     | 3年  | 731                    | 8月                    | 丁亥                           | 任参議（この時、大蔵卿を帯びている）。               |
|   |     |     | 4年  | 732                    | 正月                    | 甲子                           | 正四位上→従三位                          |
|   |     |     | 5年  | 733                    | 12月                   | 辛酉                           | 舍人親王らと共に県犬養橘三千代の第に就き、詔を述べて従一位を贈る。 |
|   |     |     | 7年  | 735                    | 11月                   | 乙丑                           | 舍人親王の葬事を監護。                       |
|   |     |     | 9年  | 737                    | 4月                    | 辛酉                           |                                   |
|   |     | 7月  |     |                        | 乙酉                    |                              |                                   |
|   |     |     |     |                        | 丁酉                    |                              |                                   |
|   |     | 8月  |     |                        | 丙午                    |                              |                                   |
|   |     |     |     | 9月                     | 己亥                    | 任知太政官事                       |                                   |
|   |     |     |     | 10月                    | 甲子                    | 鈴鹿王以下、文官番上以上、薪一千荷を中宮の供養院に進る。 |                                   |
|   |     |     | 10年 | 738                    | 正月                    | 庚午                           |                                   |
|   |     |     |     |                        |                       | 壬午                           | 従三位→正三位                           |
|   |     |     | 11年 | 739                    |                       |                              |                                   |
|   |     |     | 12年 | 740                    | 2月                    | 甲子                           | 難波宮の行幸に際し、平城京の留守となる。              |
|   |     | 9月  |     |                        | 丁亥                    |                              |                                   |
|   |     | 10月 |     |                        | 壬午                    | 伊勢国への行幸に際し、平城京の留守となる。        |                                   |
|   |     |     | 13年 | 741                    | 正月                    | 癸未                           |                                   |
|   | 14年 | 742 | 5月  | 丙辰                     | 雑工を率いて越智山陵の崩壊を修繕。     |                              |                                   |
| 8月  |     |     | 己亥  | 紫香楽宮への行幸に際し、平城京の留守となる。 |                       |                              |                                   |
| 12月   |     |     | 庚子  | 紫香楽宮への行幸に際し、恭仁京の留守となる。 |                       |                              |                                   |
|   | 15年 | 743 | 5月  | 癸卯                     | 正三位→従二位               |                              |                                   |
| 7月  |     |     | 癸亥  | 紫香楽宮への行幸に際し、恭仁京の留守となる。 |                       |                              |                                   |
|   | 16年 | 744 | 閏正月 | 乙亥                     | 難波宮への行幸に際し、恭仁京の留守となる。 |                              |                                   |
| 2月  |     |     | 丙申  | 恭仁京の留守となる。             |                       |                              |                                   |
|   |     |     | 庚申  |                        |                       |                              |                                   |
|   | 17年 | 745 | 正月  | 己未                     |                       |                              |                                   |
| 9月  |     |     | 戊午  | 薨去。                    |                       |                              |                                   |
|   | 宝亀  | 元年  | 770 | 8月                     | 戊戌                    | 鈴鹿王の旧宅を山陵と為すによりて、子息らに叙位。     |                                   |

## 一、鈴鹿王の生没年

鈴鹿王は、高市皇子の子で、長屋王の弟である。このことは、国史以外の史料からも確認される。したがって、鈴鹿王の出生は、長屋王の誕生を遡ることはない。しかし、ここで一つ問題が生じてしまう。それは、長屋王の年齢も定かではないということである。

『公卿補任』神龜六年（七二九）条には、「（前略）十日癸酉令王自盡。此日被誅（或自殺。年卅六。或云卅六）」とあって、長屋王が自尽した年齢を四十六歳、「或云」として三十六歳と伝えている。また、『尊卑分脉』高階氏にも「神龜六三十為聖武天皇被誅卅六才」とあり、その没年は四十六歳であったことが記されている。さらに、『扶桑略記』にも「一云。自念无罪被囚。必為他刑。不如此自害。即服毒藥。忽以殞死。生年卅六。」とあって、四十六歳であったことが確認される。したがって、これらの史料に基づくならば、長屋王の没年は四十六歳であったということになる。

一方で、『懷風藻』には「左大臣正二位長屋王。三首。年五十四。」とある。『懷風藻』記載の年齢は没年を示すとの指摘を踏まえるならば、長屋王が没したのは五十四歳の時であったことになる。

このように、長屋王の没年齢については、史料によって差異が見受けられる。そのため、従来から四十六歳説と五十四歳説とで議論がなされてきた。特に、无位から従四位上となったことに注目が集まっている。それというのも、川崎庸之氏が蔭位によるものであると指摘し、「王が無位から正四位上に直叙された慶雲元年（七〇四年）をもって二十一歳にあてるのが最も妥当であろう」と結論づけられ、早くから没年齢を四十六歳と主張されたからである。

この見解に対し、例えば、大山誠一氏は、高市皇子や御名部皇女の年齢から『懐風藻』の妥当性を示し、「長屋王の生年は天武五年（六七六）、亡くなった天平元年（七二九）の年齢を五十四歳」とされている。また、寺崎保広氏は、『懐風藻』の同時代性や長屋王の子息の年齢などに着目し、五十四歳没年説に立られている。明証を欠くようであるが、近年では、五十四歳で没したとの見方が有力視されている。

筆者は、選叙令授位条(一六)の解釈から、蔭叙の時に二十一歳であったという確証はないことと、木本氏による、同時代史料の『懐風藻』に信を置くべきとの指摘を重視し、没年齢を五十四歳であったとするのが穏当であると考える。ただし、このように捉えた場合、蔭叙に預かった時点での年齢が問題となる。なぜなら、二十九歳と遅くなってしまふからである。この点については、蔭位規定よりも高い初叙であったことから、「遅れた分だけ高い位階を与えられた」とする中村氏の指摘(一八)があり、このように考えることで解決するのではなからうか。よつて本稿では、長屋王の没年齢を五十四歳とし、生年を天武天皇五年（六七六）とする説を支持したい。

さて、本題である鈴鹿王の生没年について検討してみよう。このうち、没年については、薨伝より天平十七年（七四五）であることが明らかとなる。しかしながら、ここには年齢の記載がなく、逆算して生年を明らかにすることはできない。とはいうものの、長屋王の弟であることは確実視されるため、その誕生を遡らないことは明白である。しかも、長屋王の没年齢については五十四歳説を採るため、鈴鹿王の誕生は天武天皇六年（六七七）以降ということになる。そして、和銅三年（七一〇）正月甲子条に、「授三位鈴鹿王・六人部王並従四位下、（中略）並従五位下」とあることから、もう少し限定することができる。というのは、選叙令蔭皇親条に、

凡蔭皇親者。親王子子従四位下。諸王子子従五位下。其五世王者。従五位下。子降二階。庶子又降二階。唯別勅处分。不<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>此令<sub>一</sub>。

鈴鹿王に関する覚書（大友）

との規定があつて、父である高市皇子による蔭位であつたことが確認されるからである。この条文と前掲した選叙令授位条とを併考すれば、和銅三年の時点で「年廿一以上」であつたことになるだろう。つまり、鈴鹿王の誕生は、天武天皇六年から持統天皇四年（六九〇）までの間に絞ることができるのである。

なお、これ以上の言及は困難を極めるが、長屋王は年齢的に「遅れた分だけ高い位階を与えられ」ていたとするならば、位階が蔭位の規程と合致する鈴鹿王は、年齢的な遅れがなかつたと判断することができよう。となると、鈴鹿王は和銅三年の蔭叙の時点で、二十一歳だつたのではなからうか。

## 二、知太政官事と鈴鹿王

知太政官事については、竹内理三氏(二二)が論じられて以来、多くの論稿が発表され(二三)、なお議論は続いている。そのため、知太政官事とは如何なるものなのか、今一つ明確ではないのが現状である。ところが近年、鈴木琢郎氏(二四)によって、序列の問題や権能について明らかにされた。以下、そのあらましを紹介しておく。

氏は、知太政官事が副署した公文から、「現在内容を確認できるものは全て左大臣よりも上位に知太政官事が副署している」ことと、「奈良時代の公卿を一覧化した史料（原『歴運記』）では左大臣よりも知太政官事を上位としている」ことを確認された。そのうえで、「制度的に知太政官事は太政官において左大臣よりも上位に序列されていた」ことを指摘されている。また、権能について、「論奏事項に該当するような国家的重要案件の合議において、その権能を發揮」しており、「日常的な政務への権能行使はなかつた」ことから、その任を「国家的な重要案件の合議への参加」と捉えられ、左大臣よりも上位に序列されることも鑑みて、「合議体の首長という地位・権能を有していた」とみて

おられる。そして、「権威・経験・能力」三拍子そろった人物を太政官合議体の首長に据える制度的措置が知太政官事制の成立」であり、それを「専制君主下において天皇の統治能力を補完する体制の一つ」と位置付けられている。

こうした鈴木氏の論に従うならば、「権威・経験・能力」三拍子そろった人物」が知太政官事に就任し、「専制君主下において天皇の統治能力を補完」していたことになるだろう。言い換えてみると、知太政官事に就任するために、「権威・経験・能力」を有していなければならなかったということになる。であるならば、知太政官事に就任できた鈴鹿王は、「権威・経験・能力」三拍子そろった人物」ということになろう。<sup>(二四)</sup>

ちなみに、ここでいう「権威・経験・能力」とは、「政治的な政策決定能力」で「それを行使しうる権威」である。<sup>(二五)</sup> だとすれば、鈴鹿王にそれらが備わっていたのかを確かめることで、知太政官事に任命された妥当性を示せると共に、人物評に結びつくのではないかと考える。よって、以下に確認してみたい。

周知のとおり、鈴鹿王が知太政官事に就任する天平九年（七三七）といえば、疫病が大流行し、政界に壊滅的な打撃を与えた時期である。これについて、中川収氏は、<sup>(二六)</sup>八名いた議政官の構成員のうち五名が亡くなり、八省卿で生存在明らかな者は一名しかおらず、五位帯者の四割が卒去し、内官のうち三割近くが犠牲になったと分析されている。このような状況を受けて、天平九年九月、太政官の再建が行われた。<sup>(二七)</sup> 鈴鹿王は、この時に知太政官事に就任することとなる。

問題は、これ以前の官歴である。天平九年九月から遡って、最初に確認できるのは、天平三年（七三二）八月の参議就任で、次のように記されている。<sup>(二八)</sup>

詔、依<sup>二</sup>諸司<sup>一</sup>擢<sup>二</sup>式部卿<sup>一</sup>従三位藤原朝臣宇合・民部卿従三位多治比真人景守・兵部卿従三位藤原朝臣曆・大藏卿正四位上鈴鹿王・左大弁正四位下葛城王・右大弁正四位下大伴宿祢道足等六人、並為<sup>二</sup>参議<sup>一</sup>。

鈴鹿王に関する覚書（大友）

この記事から、藤原宇合をはじめとする六名もの参議が、一挙に補任されていることが明らかとなる。この背景については、直前の記事に、<sup>(二五)</sup>

引<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>諸司主典已上於内裏。一品舍人親王宣<sub>レ</sub>勅云、執事卿等、或薨逝、或老病、不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>務。宜<sub>下</sub>各<sub>レ</sub>拵<sub>中</sub>所<sub>レ</sub>知可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者<sub>上</sub>。

と確認される。これによると、「執事卿等」が「薨逝」或いは「老病」で、「不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>務。」の状況であるため、「所<sub>レ</sub>知可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者」を挙げよとの勅が出されている。そして、この勅に応える形で、主典以上の三九六人が上表し、先<sup>(三〇)</sup>の六名が補任された。ということは、任命された参議の六名は、当時の官人らから「可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者」と目された人物たちと解されるであろう。つまり、ここに鈴鹿王が登場するということは、彼が「可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者」であつたことを証明しているのである。

残念ながら、さらに遡る官歴については、参議就任の時点で、大藏卿を帯びていたこと以外は判然としない。<sup>(三一)</sup>しながら、少なくとも約七年間、しかも諸司から推拵される「可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者」として、政治に関与していたことは確実視される。このことからすると、鈴鹿王には政治的な経験が認められるのではなからうか。

一方で、権威については、まず天武天皇の孫に当たることが注目される。また、正倉院文書として残る、天平十六年(七四四)の「間本経充旧帳」<sup>(三二)</sup>に、興味深い記述がある。そこには、「右。依<sub>二</sub>令旨<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>写如<sub>レ</sub>件。式部尊宣。判足万呂。」とあって、当時、式部卿を兼ねていた鈴鹿王を、「式部尊」と記しているのである。この「式部尊」は、天平廿年(七四八)九月七日の「造東大寺司解案」<sup>(三三)</sup>にも確認される。これらの事例からすると、写経所という限られた範囲かもしれないが、尊称される身分を有していたことが判明するだろう。

ここで想起されるのは、父である高市皇子が、「高市皇子命」<sup>(三三)</sup>や「後皇子尊」<sup>(三五)</sup>と表記されている事例である。これについては、高市皇子が皇太子的な立場であったかどうかで議論され、皇太子的存在、ないし朝政の最高責任者と目されている。つまり、高市皇子は、天武天皇の皇子という血統に加えて、「高市皇子命」や「後皇子尊」との表記から、高い身分を有した人物として位置づけられているのである。

また、兄である長屋王についても、「長屋親王」<sup>(三七)</sup>と表記されている事例がある。これについては、東野治之氏による詳細な分析結果がある。そこでは、「身内的な意識を背景とする多様な表記」の一つであり、「長屋王が公的に親王(皇子)であった証とはなしがたい」ことが明らかにされている。また、『令集解』<sup>(三五)</sup>学令大学生条に引かれる古記を材料に、「八世紀前半には、諸王を臣下と見るよりも、親王に近い地位とする意識」が存在していたことを指摘されている。そのうえで、諸王に致敬表現が用いられる背景には、「諸王の社会的地位の高さがある」と考えられ、

長屋王家木簡に現れる多様な呼称は、公的史料に顕在化することの稀な当時の意識を露呈させたものとして、充分な意義を認めるべきであろう。

と述べられている。こうした東野氏の成果に基づくならば、表記自体は身内的なものであっても、致敬表現による長屋王の「社会的地位の高さ」は認められるだろう。

このように、高市皇子と長屋王は、血統や表記を根拠として、少なからず評価を得てきている。そうなると、「式部尊」と尊称される鈴鹿王についても、その身分や地位に関しては、多少の配慮が必要となるのではなからうか。なぜなら、「式部尊」との尊称が認められる鈴鹿王に、身分的尊厳が備わっていないとするならば、類似する事例が確認される高市皇子や長屋王にも、同様のことが言えてしまうからである。

以上のように、鈴鹿王は、参議として政治に関与していた政治的な経験と、天武天皇の血統に連なり、「式部尊」

と尊称される身分的尊厳を有していたことが確認される。となると、残された課題は政治的な能力である。これについては、彼が頻繁に就任することとなる、留守官を踏まえて考察していきたい。

### 三、鈴鹿王の留守就任

鈴鹿王は、天皇が行幸、ないし遷都をする場合において、都の留守を預かることが多い。この都の留守については、仁藤智子氏による詳しい研究がある。<sup>(四〇)</sup>

氏の研究によると、天平期に確認される都の留守には、「一人以上は議政官クラスから選出されている事実」があり、「律令官僚制を機能させるうえで必要な要職についていることが、留守官の重要な一条件」となる。そして、この条件を踏まえつつ、七世紀段階での留守の事例と比較をし、留守官は「天皇個人の恣意的な、人格的な選定から、官職を第一義的にみる、律令官僚制にのっとった形へ変わっていった」と述べられている。<sup>(四一)</sup>

この見解を受けて、筆者は以前、藤原豊成の事例を分析したことがある。<sup>(四二)</sup>ここでは、氏の見方は大方首肯されるが、天平期においても、天皇との人格的関係は重要視されていたことを補足した。木本好信氏は、さらに詳述し、豊成が留守となった背景について、聖武天皇からの信頼が大きかったと理解された。そのうえで、平城遷都における石上麻呂の事例を挙げ、鈴鹿王の留守に関して、次のように述べられている。

鈴鹿王が留守司に任じられたのは、豊成任用の理由とは少し違って太政官の責任者としての職責であったと思う。<sup>(四三)</sup>

そもそも、官司としての留守官の役割は、遷都にともなう百姓の動揺を回避することや、「官人集住の徹底」である。<sup>(四四)</sup>また、行幸においては、通常の実務行政を担当していた。<sup>(四五)</sup>さらに、仁藤敦史氏は、留守官を「皇都を管理するために

設置された官職」と位置づけ、実例の分析から、「恭仁・紫香樂の造営中における留守官の任命が多い」ことや、「造営や民部・軍事関係の官職を帯びた留守官が多い」ことを指摘し、「造営事業との関係」を重要視された。これらを整理してみると、留守官の役割は、都の造営事業を含んだ、多様な政務と理解することができるであろう。<sup>(四八)</sup>

そして、留守官の役割が如上の通りであるならば、当然、鈴鹿王もその政務を掌っていた者の一人ということになるだろう。では、具体的にはどのようなものであったのだろうか。この答えについては、先の鈴木氏の論を踏まえつつ、一つの試案を提示しておきたいと思う。

先述のように、知太政官事に就任するためには、「政治的な政策決定能力」を持ち、かつ「それを行使しうる権威」を有していなくてはならないとされる。だとすると、知太政官事が持つ職掌には、「政治的な政策決定」が含まれることになるだろう。つまり、鈴鹿王は、仁藤氏が指摘される<sup>(四九)</sup>ところの「律令官僚制を機能させるうえで必要な要職」すなわち、知太政官事という立場で、多様な政務の「政治的な政策決定」を、留守官の一人として担っていたのではなからうか。このようにみると、木本氏が想定された<sup>(五〇)</sup>「太政官の責任者としての職責」というのも、多様な政務の「政治的な政策決定」のこととして、うまく説明できると思う。

いずれにしても、鈴鹿王が留守官の一人であったことからすると、彼が多様な任務を遂行できると判断されていた可能性は大きい。このことは、参議への就任時、「可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者」として推挙されたことも傍証となるだろう。したがって、鈴鹿王には、確かな政治的能力を認めることができるのである。

## むすび

鈴鹿王は、高市皇子の子として、持統天皇四年に誕生した。国史における初見は和銅三年正月で、蔭叙によって従四位下を授けられている。これ以降、神龜三年（七二六）に従四位上に叙されていることが知られるだけで、天平元年（七二九）までの動向は不明である。

「長屋王の変」では、その縁座を免れて、正四位上に昇進する。この頃より、大藏卿に就任していたと思われる。さらに、天平三年八月には、諸司の推挙によって「可<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>務者」として参議に就任し、太政官で政治的な経験を積むことになる。この間、位階は従三位にまで昇り、天平七年（七三五）七月には、舍人親王の葬事を監護している。そして、天平九年九月、疫病の流行によって壊滅的となった太政官を再建すべく、知太政官事に任命された。この補任は、天武天皇の血を引き、後に「式部尊」と尊称される権威を有し、かつ政治的な経験と相応の能力を持ったため、適任者としての選任であった。

この後、天平十年（七三八）には正三位に昇り、同十一年（七三九）ないし同十二年（七四〇）より式部卿を兼ね、人事権を有するようになっていく。以後、計七度の留守官を務め、越智山陵を修理するなど、各局面において、その手腕を発揮したものと思われる。ちなみに位階は、天平十五年に従二位へと昇叙している。そして、天平十七年九月、五六歳で薨去した。極位・極官は、「従二位知太政官事兼式部卿」であった。

以上が、本稿での考察をまとめた、鈴鹿王という人物である。改めて概観してみると、特別有能であるとは言えないが、かといって凡庸と見做すことには躊躇してしまう。何とも半端な結果となったが、政治的な「権威・経

「能力」が垣間見られることは、評価すべきであろう。

もつとも、史料の制約に加え、筆者の能力不足もあって、推論に委ねた部分も多い。しかし、天平期の政局を解明するためには、しかるべき評価をしなくてはならない人物である。そういった意味で、ここでの試論が、その一助となれば幸いである。博雅のご批正を乞う次第である。

### 【註】

- (一) 横田健一「橘諸兄と奈良麻呂」、『白鳳天平の世界』所収、創元社、一九七三。
- (二) 『続日本紀』天平十七年(七四五)九月戊午条。なお、本稿で『続日本紀』を使用する場合は、すべて新日本古典文学大系本により、年月干支のみを記す。
- (三) 天平元年(七二九)二月己卯条。
- (四) 『本朝皇胤紹雲録』(群書類)や『尊卑分脉』(新訂増補国史大系本)高階氏。
- (五) 新訂増補国史大系本『公卿補任』による。
- (六) 新訂増補国史大系本『尊卑分脉』による。
- (七) 新訂増補国史大系本『扶桑略記』による。
- (八) 日本古典文学大系本『懷風藻』による。なお、本稿で『懷風藻』を使用する場合は、すべて日本古典文学大系本による。
- (九) 田中多恵子「長屋王の変についての一考察」、『日本歴史』二八三、一九七七。
- (一〇) 慶雲元年(七〇四)正月癸巳条。
- (一一) 川崎庸之「長屋王時代」、『記紀万葉の世界』東京大学出版会、一九八二。

鈴鹿王に関する覚書(大友)

(二二) 大山誠一「長屋王家木簡」に見える家政機関」〔長屋王家木簡と奈良朝政治史〕所収、吉川弘文館、一九九三。

(二三) 寺崎保広『長屋王』(吉川弘文館 一九九九)。

(二四) 田中氏<sup>(前掲)</sup>は「五十四歳説を、史料の上から決定的に否定すべき根拠をみつけたことは出来なかった」と述べられ、

寺崎氏<sup>(前掲註一三)</sup>も「決定的な根拠に欠ける」と述べられている。糸川光樹氏<sup>(大伴旅人と長屋王)</sup>は、文学的な立場から

長屋王が高市皇子の死に何歳で遭遇し、柿本人麻呂の高市皇子に関する歌を何歳で耳にしたのかが重要であることを指摘さ

れ、「その体験が王が二二歳の時であったか(懐風藻による算段)、それとも一三歳の時であったか(公卿補任による算段)は、

それが感性の成熟期にかかわるだけに軽視しがたい問題」であるとしながらも、「二二歳(一三歳)のように併記」しながら論じられている。

(二五) 木本好信『藤原四子』(ミネルヴァ書房、二〇一〇)、中村順昭「長屋王―長屋王家木簡の世界から―」(佐藤信編『古代の人物② 奈良の都』所収、清文堂出版、二〇一六)。

(二六) 選叙令授位条<sup>(新訂増補国史大系本「令義解」による。なお、本稿で令を参照する場合は、すべて新訂増補国史大系本による。)</sup>に、「九授位者。皆限二年廿五以上。唯以蔭出身。皆限二年廿一以上。」との規定がある。これを素直に解釈すると、蔭叙の対象年齢は「年廿一以上」であり、「年廿一」というわけではない。

(二七) 木本氏前掲註一五。

(二八) 中村氏前掲註一五。

(二九) 木本氏<sup>(長屋王と愛／「奈良平安時代の人々の諸相」(おうふう、二〇一六))</sup>は、慶雲元年正月が蔭位制度の始まりで、「蔭叙年齢二二歳の規程と慶雲元年正月の蔭叙の事実を併考することこそが間違いない」と指摘されている。

(三〇) 天平十七年九月丙辰条。

(三一) 竹内理三「知太政官事考」〔律令制と貴族政権―第一部 貴族政権成立の諸前提〕所収、御茶の水書房、一九五七)。

(二二) 知太政官事については、筆者も以前に論じたことがあり(『知太政官事に関する一考察』／『政治経済史学』五六五、二〇一四)、執筆段階で発表されていた先学による研究成果の紹介をおこなっている。そのため、知太政官事の研究史については、そちらを参照していただければ幸いである。

(二三) 鈴木琢朗「知太政官事の制度的考察」(『日本史研究』六四〇、二〇一五)。なお、本稿で鈴木氏の論を引用する場合は、特に断らない限り、すべて本論文による。

(二四) 鈴木王は前例と異なり、親王ではなく諸王の身分で知太政官事に就任している。この理由として、天武天皇の皇子が不在のなか、その血を引く諸王では年長者であったことが挙げられよう(堀井崇晴「知太政官事と奈良時代前期」／『高円史学』一六、二〇〇〇)。

また、「橘諸兄政権(体制)」下における知太政官事について、鈴木氏は、「制度的序列の面では知太政官事が大臣よりも上位であった」ことは確認できるが、「政務形式上における知太政官事の意義が著しく低下、もしくは消失した」と指摘されている。そのうえで、「橘諸兄の専制体制を確立させるうえでの例外的・臨時的政務形態(上宣制)の導入により、知太政官事は名実ともにその存在意義を失った」と考えられ、「鈴木王を最後としてこの地位が復活しなかった意義」を見出されている。

氏の指摘通りならば、鈴木王が知太政官事を帯びている時期に、同職の必要性が薄れていった可能性は大きいだろう。しかし、就任をする段階において、すでに形骸化させることを想定していたとは考えにくい。また、本文でも触れるように、「橘諸兄政権(体制)」下の時期においても、鈴木王は一定の地位を有し、留守官の責任者として役割を果たしていたと思われる。したがって、選出に際しては、なお「権威・経験・能力」三拍子そろった人物」が求められており、「名実ともにその存在意義を失った」のは、彼が薨去した時点だったと考える。

(二五) 鈴木氏前掲註二三。

(二六) 中川収「橘諸兄首班体制の成立と構成」(『奈良朝政治史の研究』所収、高科書店、一九九二)。

(二七) 中川氏(藤原四子体制とその構成上の特質)／奈良、木本氏(前掲註)など。また、一步踏み込んだ見方として、林陸朗氏(『光明皇后』吉川、朝政治史の研究)所収、高科書店、一九九二)。

鈴木王に関する覚書(大友)

岸俊男氏（藤原仲麻呂／吉川弘文館一九六九）などが、皇親政治の復活と位置づけておられる。

(二八) 天平三年（七三一）八月丁亥条。

(二九) 天平三年八月辛巳条。

(三〇) 天平三年八月癸未条。

(三一) 大藏卿の相当位階は正四位下である（四位令正四位条）。これを念頭に、鈴鹿王の位階を跡づけてみると、天平元年三月に、從四位

上から正四位上に昇進していることが確認される。つまり、官位相当からすると、鈴鹿王の大藏卿就任は、天平元年三月以降ということになる。ちなみに、さらに遡って大藏卿就任者を確認してみると、和銅元年（七〇八）三月の広瀬王が知られるのみである（和銅元年三月丙午条）。これらの情報から類推してみると、鈴鹿王は、天平元年三月の叙位と同時に、大藏卿に就任したのではなからうか。

(三二) 『大日本古文书』二四―補遺一。

(三三) 『大日本古文书』十一追加四。

(三四) 『日本書紀』（新訂増補國史大系本）天武天皇元年（六七二）六月己丑条、同天武天皇二年（六七三）二月癸未条。

(三五) 『日本書紀』（新訂増補國史大系本）持統天皇十年（六九六）七月庚戌条。

(三六) 森田佛氏（奈良時代初期の宮廷政治／長屋王の謎所収、河出書房新社一九九四）が、「後皇子尊」は皇太子を指すものではなく、朝政の最高責任者とみるのに対し、

木本氏（前掲註一五）は、「草壁皇子尊」や「日並皇子尊」と記される事例を対比し、「草壁親王」と区別するための呼称であったわけであるから、皇太子的存在と解しても不思議ではない」と述べられている。

(三七) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五。

(三八) 東野治之『「長屋親王」考』〔長屋王家木簡の研究〕所収、塙書房、一九九六。

(三九) 東野氏<sup>(前掲註三八)</sup>は、「凡大学生。取五位以上子孫。及東西史部子<sup>(後略)</sup>」との条文に対する集解諸説のなかで、古記が「五位以上子孫。諸王者非也。」<sup>(新訂補補國史大系本「令集解」)</sup>と解釈した理由について、「諸王は親王と同様、家庭で個人教育を受けるべきもと考えられていたから」と想定されている。

(四〇) 仁藤智子「行幸時における留守形態と王権」(平安初期の王権と官僚制)所収、吉川弘文館、二〇〇〇)。

(四一) 拙稿「八世紀における行幸と留守」(『ヒストリア』二四七、二〇一四)。

(四二) 木本好信「藤原豊成について——奈良時代中期政治の一動向——」(『甲子園短期大学紀要』三五、二〇一七)。

(四三) 都の留守を指す用語として、「留守」・「留守人」・「留守官」などがある。筆者は以前、これらの用語について検討し

(<sup>四一</sup>前掲註)、「留守」は宰相のみに限らず、広く「鈴契」を給う者を指し、「留守人」は、「留守」を含む都に留まった人々の総

称で、「留守官」は、官司を指す場合と官人個人を指す場合の、二つの意味を有していたのではないかと想定したことがある。

(四四) 岸俊男「長岡京遷都と鎮京使——遷都における留守官の意義におよぶ——」(『長岡京古文化論叢』所収、同朋舎、一九八六)。

(四五) 仁藤敦史「都はなぜ移るのか——遷都の古代史——」(吉川弘文館、二〇一一)。

(四六) 仁藤氏前掲註四〇)。

(四七) 仁藤敦史「留守官について」(館野和己編『日本古代のみやこを探る』所収、勉誠出版、二〇一五)。

(四八) 筆者は以前、ここでいう多様な政務の一つとして、史料に明記された官職の職能も含まれるのではないかと考えたことがある(<sup>拙稿</sup>「藤原豊成について——奈良論文にふれて」/<sup>史料</sup>「三三〇、二〇一二」)。例えば、藤原豊成を例に挙げると、天平十二年(七四〇)二月甲子条に、「行幸難波官。

以<sup>三</sup>知太政官事正三位鈴鹿王・正四位下兵部卿藤原朝臣豊成<sup>二</sup>為留守<sup>一</sup>。」とある記事が根拠の一つとなる。なぜなら、豊成はこの時点で、参議に就任していたにもかかわらず、兵部卿のみが冠せられているからである。つまり、本官であるはずの参議が記されず、兼官の兵部卿のみが確認されることから、留守官における豊成の任務は、兵部卿としての職務に求められた

鈴鹿王に関する覚書(大友)

のではないかと推察したのである。

この見方について、木本氏(前掲註四二)は、「兵部卿という留守司の職責が求める官職に任じられているからであったと理解してよいようにも思われる」としつつも、「必ずしもそうとはいえない例」として、藤原仲麻呂の例を挙げ(天平十四年七月二日八月癸亥、同年十二月庚子、癸)

天平十六年(七四四)閏正月乙亥、藤原仲麻呂の留守就任が確認できる。いずれの場合も、記載される官職は「民部卿」である。

責とは直接的な関係はあまりないような気がする。」と述べられている。この言を受ければ、留守を任された際の、民部卿としての役割を示す史料を欠くため、筆者の考えは再検討を要するであろう。しかし、これまでに指摘のある留守官の政務内容、少なくとも史料から認められる。よって、ここでは私見に拘ることとはせず、再検討は今後の課題とさせていただきます。留守官の役割は多様な政務と考えておきたい。

(四九) 仁藤氏前掲註四〇。

(五〇) 木本氏前掲註四二。

(おおとも ゆうじ・日本文化大學講師)